

国民健康保険の加入手続きをお忘れなく

次の方は下表の①～③のいずれかの手続きが必要です。

対象 ▷会社を退職して健康保険証を返した方（途切れなく次の会社の健康保険に加入する方は除く）
▷土岐市へ転入した方で、健康保険に加入していない方

保険の種類	内 容	問合せ先
①退職した会社の健康保険 (任意継続)	最長で2年間、勤めていた会社の健康保険に任意で継続して加入する制度です。保険料の金額は勤めていた会社に確認してください。条件によっては加入できない場合もあります。	勤めていた会社
②家族の健康保険 (扶養家族)	家族が国民健康保険以外の健康保険に加入していて、収入などの基準を満たす場合は、扶養家族として加入できます。扶養家族の保険料負担はありません。	家族の勤務先
③国民健康保険	上記①②以外の方は、国民健康保険に加入します。 【手続きに必要なもの】 ・健康保険資格喪失証明書（連絡票） ・顔写真付きの本人確認書類（個人番号カード・運転免許証・パスポート など） ・預金通帳、通帳印 ・個人番号が分かるもの（個人番号カード、個人番号通知カード） ・委任状（別世帯の方が手続きする場合のみ）	市民課保険年金係 または支所

※国民健康保険料は、その資格が発生した月（退職日の翌日）までさかのぼって支払う必要があります。届け出が遅れると過去の保険料を含めて一度に高額な支払いになることがあるので、早めに手続きをしてください。

問 市民課保険年金係（内線127）

国民年金の学生納付特例制度

20歳になると国民年金保険料の納付が必要です。ただし、学生の方には在学中の保険料を社会人になってから納付することができる「学生納付特例制度」があります。

対象

大学(大学院)など各種学校に在学する学生で、本人の前年所得が一定額以下の方
学生納付特例の承認期間の扱い

老齢基礎年金を受けるために必要な期間(10年)に算入されますが、後から納めない限り年金額には反映されません。

手続き

市民課、支所または年金事務所で申請して下さい。※毎年度申請が必要です。

持ち物 ▷年金手帳または個人番号が分かるもの
▷学生証など学生であることを証明できるもの
▷来庁者の運転免許証など本人確認書類



問 市民課保険年金係（内線123）